

## 平成28年旭市議会第2回定例会会議録

### 議事日程（第5号）

平成28年6月16日（木曜日）午前10時開議

#### 第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

---

#### 出席議員（22名）

1番	林 晴 道	2番	高 橋 秀 典
3番	米 本 弥一郎	4番	有 田 惠 子
5番	宮 内 保	6番	磯 本 繁
7番	飯 嶋 正 利	8番	宮 澤 芳 雄
9番	太 田 將 範	10番	伊 藤 保
11番	島 田 和 雄	12番	平 野 忠 作
13番	伊 藤 房 代	14番	林 七 巳
15番	向 後 悦 世	16番	景 山 岩三郎
17番	滑 川 公 英	18番	木 内 欽 市
19番	佐久間 茂 樹	20番	林 俊 介
21番	高 橋 利 彦	22番	林 正一郎

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	彗 田 哲 雄	秘書広報課長	飯 島 茂
行 政 改 革 推 進 課 長	浪 川 昭	総 務 課 長	加 瀬 正 彦

企画政策課長	横山 秀喜	財政課長	伊藤 憲治
税務課長	渡邊 満	市民生活課長	大木 廣巳
環境課長	井上 保巳	保険年金課長	高木 松夫
健康管理課長	浪川 勝子	社会福祉課長	岩井 正和
子育て支援課長	大矢 淳	高齢者福祉課長	宮内 隆
商工観光課長	向後 嘉弘	農水産課長	宮負 賢治
建設課長	加瀬 喜弘	都市整備課長	川口 裕司
下水道課長	高野 和彦	会計管理者	島田 知子
消防長	品村 順一	水道課長	加瀬 宏之
庶務課長	角田 和夫	学校教育課長	石見 孝男
生涯学習課長	高木 昭治	体育振興課長	加瀬 英志
監査委員局長	高安 一範	農業委員会事務局長	相澤 薫

---

**事務局職員出席者**

事務局長	阿曾 博通	事務局次長	花澤 義広
------	-------	-------	-------

---

開議 午前10時 0分

○議長（平野忠作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（平野忠作） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

◇ 有 田 恵 子

○議長（平野忠作） 通告順により、有田恵子議員、ご登壇願います。

（4番 有田恵子 登壇）

○4番（有田恵子） 議員ナンバー4番、有田恵子でございます。

今回の一般質問事項は、三つでございます。

一つ目、飯岡海岸、竜王岬の前にある市の所有地の上に建てられている民宿の看板についてでございます。平成17年12月から通報により発覚した平成28年4月まで、約10年間、市に無断で立てられた看板があります。撤去されることなくいまだにそのまま立っております。この件に関して質問いたします。

ほとんどの質問は財政課に係ると思います。建設課ではないと思いますので、よろしくお願いたします。

まず、四つの質問の一つ、市は10年もの間、不法占拠されたわけですから、発覚されるや否や、その看板は撤去するべきであると考えますが、なぜそのままにしているのでしょうか。

二つ目、その看板の真横に建っている家人が、看板の主から又貸しを頼まれたということでもあります。市の所有する財産の貸付契約の中にある転貸し、つまり又貸しについて詳しく

規定を教えてください。

三つ目、同じその土地の上には、海津見神社関係の鳥居と座頭市の住居跡の碑も建てられています。それらと市との土地貸付契約は存在しているかどうか追加でお伺いします。

四つ目、市の土地の上に民間の看板設置は、申し込めば簡単にできるものかどうかお伺いいたします。もしできるとするならば、期間と貸付料及び貸付料の算定基準もお伺いいたします。

これら四つが大きな項目のことでございます。

次に、質問事項二つ目に移ります。

旭市観光物産協会について質問いたします。合併後10年を経てやっと旭市観光協会と飯岡観光協会は解体し、旭市観光協会に生まれ変わったということでございます。

そこで、質問です。一つ目。質問は三つございます。旭市観光物産協会は任意団体という位置づけということらしいですが、市の外郭団体のように思います。実際はどうかお伺いいたします。

二つ目、この物産協会には27年度の予算、市から補助金約1,500万円が投入されております。この額は物産協会の年間予算の97%に当たります。個人会員24名、法人会員31名、合計51人。会費としてわずか51人分の会費、つまりわずか25万円しか徴収されておられません。単なる任意団体に対して、1,500万円もの税金を市が補助しているわけであります。協会の規約では、観光物産関係者の意識の向上を目指すことによる地域経済の発展が物産協会の目的となっております。この人数、この負担金の少なさを見るだけで、とても地域経済の発展と意識の向上を目指しているとは思えません。市はこの人数・負担金を調べもせず、なぜ大盤振る舞いの補助金をしたのでしょうか。これが質問です。

三つ目、市長は、株式会社道の駅の社長も兼務されております。ついでにこの物産協会の会長もなさっておられます。せつかくでするのでお伺いいたします。官の分野である公共財と民の分野である市場経済について……

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。道の駅のことは通告にございませんので、控えてください。

○4番（有田恵子） はい。道の駅、じゃ、消してくださって結構です。ついでということをお前置きしておりますので。ついでということで、それについて聞いているわけではございません。

ちよっと前へ戻って、官の分野である公共財と民の分野である市場経済について市長のお

持ちになっているふだんの見解、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、大きな質問の三つ目へまいります。飯岡中学新校舎外構工事変更契約についてでございます。この件については、一般質問は3回目でございます。一般質問は、内容は議事録としてきちんと残ります。この議事録を待つて3回目に挑戦している次第でございます。ドキュメントは最も有効な証拠となります。担当課長に再度確認をとっていきたいと考えております。質問は五つでございます。メモをとっていただいたら結構かと思えます。

まず一つ目、工事開始から1年以上も議案を議会に提出しなかったのはなぜですか。

二つ目、外構工事変更契約を千葉県土木工事ガイドラインに従わず、ウェルポイント工事を重要な工事とせず、軽微な工事とした理由を伺います。

三つ目、工事変更において、工事の費用がウェルポイント代702万円、電気代150万円、計852万円が、この費用が確定し、かつ工事も完了し、その4か月後に過大な見積もり2,700万円の予算を議会において議案第16号として議会に要求した理由を伺います。

四つ目、湧水、湧き水は建築が始まる以前から確認されていたにもかかわらず、議会での議員に対する説明では、湧水がさも工事の途中で発注したといったような理由で説明をされました。その理由を伺います。

五つ目、妥当な請求額。先ほども申しあげましたように、電気代とウェルポイント、そして共益費とか手間賃とかをかけた3割ほど、上乘せしてかけても1,100万円でございます。それを超える2,700万円、つまり1,600万円が過大請求ということで、議会に提出されました。建設会社に返還請求すべきではありませんか。

以上、第1回目の質問を終わります。2回目からは自席でやらさせていただきます。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは大きな1番の項目、竜王岬前の市の所有地につきましてご回答申し上げます。質問項目四つございましたが、ちょっとまとめた形でのご答弁になる部分もございます。

まずは、その看板、なぜそのままになっているのかということでございますけれども、少しお話をしたいと思えます。この看板の設置者につきましては、この場所が市有地との認識がなかったということでございました。市有地を借りている人の土地と勘違いをしまして、借り受け人に承諾を得て看板を設置したということでございましたが、この場所が市有地であることを市から説明いたしまして、嚴重の注意を行いました。看板の設置者につきまして

は、その後、市の説明によりまして市有地であることを認識いただき、改めて設置者から市有地を貸してほしいという申請がございました。その申請に基づきまして、市としては、既にこの場所が宅地として貸し付けている土地である、その一部であるということ、行政財産として利用する可能性は今後も低く、売却も困難であるということから、普通財産の貸付契約を締結しております。それと、又貸しというような質問もございましたけれども、既に市有地の借り受け者につきましては、その認識が少し薄かったということは確かにございます。市有地につきましては、貸付契約の中で又貸しということを禁じているわけですが、その部分についての認識が足りなかったということでございました。

三つ目の項目の海津見神社の鳥居が建っている、市さん会の看板が立っているという件でございますが、これにつきましては海津見神社の鳥居につきましては、歴史的な経緯がございまして、過去、明治45年に地域の所有だったものが旧飯岡町に寄贈されております。それで現在の旭市の所有物になっているという経緯がございまして、実質はその地域の土地だったというような認識もございまして、そこに鳥居を建てているという実態がございまして、賃貸契約は締結はしておりません。ただ、その後、地域とは話をしまして、そのまま貸し付けているという承諾はしております。市さん会の看板も立っているということがございましたけれども、それも地域からお話をいただきまして、地域の振興のためにも役立っているということですので、使用の届けは受理しましたけれども、そのまま契約書という形ではなくて設置を継続しているところでございます。

4番目の、仮に看板を設置できるのかと、できるとすればどうなのかというご質問でございまして、まず貸し付けということに限って申し上げますとすれば、一般的には普通財産の貸付申請書というものを提出していただくこととなりますが、その出している中で、審査をするに当たりましては、ここの土地に限らず、普通財産貸付事務取扱要綱に定めるところに該当するかどうかということによって判断していくこととなります。仮に貸し付けできるということになりましたらば、貸付料等を頂戴するわけですが、貸付料につきましては、使用料及び手数料条例にのっとって納めていただくと、このようになります。

財政課からは以上でございます。

○議長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは2項目めの観光物産協会について三つほどご回答申し上げます。

初めに、任意団体かどうかということでございます。これにつきましては、旭市観光物産

協会につきましては、昨年の5月28日、市内全域の観光団体や物産関係者によるオール旭市で観光産業に取り組むために組織されました法人格を持たない任意団体と思っております。

続きまして、補助金についてでございます。昨年度、物産協会ができました。その中で議員おっしゃるように、金額が大きかったということでございますが、これにつきましては、パンフレットの作成、またホームページの作成等がございまして、去年は多くなっております。今年の補助金につきましては、全部で1,040万9,000円でございます。内訳でございますが、人件費として588万円ほど、また事務費として115万円ほど、また支部及び構成団体の補助金として337万8,000円となっております。会員が少ないんじゃないかということでございますが、これにつきましては、昨年できた団体でございますので、物産協会のほうとしましては、会員の加入促進に努めているような状況でございます。また、会費につきましては、物産協会内部で検討する事項と考えております。それと、物産協会の会長でございますが、これにつきましては、昨年度総会におきまして会員の中から選ばれてございますので、その中で、季楽里あさひの社長でございます社長が会長ということでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） それでは、私のほうから三つ目の飯岡中学校校舎外構工事の変更契約についてのご質問について回答いたします。

初めに、工事が始まってから1年以上提出しなかった理由ということでございますけれども、千葉県作成の土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドラインの中で、「設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。」となっておりますが、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末にもって足りることとされております。また、発注者、受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現のために、発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインを国土交通省が作成しております。その中で、追加工事等の内容が直ちに確定できない場合の対応の記述がありまして、追加工事の全体数量等の内容がその着工前の時点では確定できない等の理由により、追加工事等の依頼に際して、その都度契約を締結することが不合理な場合は、追加工事等の内容が確定した時点で遅滞なく行うことが必要であるとされております。この工事の状況についても、そういうふうな考えでおります。

二つ目で、変更契約を軽微なものとした理由ということでございます。これについては、ウェルポイント工事を軽微な工事とした理由ですが、県土木工事請負契約に係る設計変更等

ガイドラインにおいて、「構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの」「請負代金額の20%を超えるもの」以外のものを軽微としています。したがって、これらに掲げるものに当たらないと考えましたので、軽微といたしました。

2,700万円の予算とした理由ということで、過大な見積もりというような形のご指摘だと思いますけれども、今回の工事の設計につきましては、県の積算基準を基に積算しております。この積算基準の中には、請負工事の設計変更の際は、金額は全て官積算額とすると示されております。これに従って設計変更を行いました。この官積算額とは、官公庁が積算基準に基づいて積算したものとなります。

湧水は当初から確認されていたにもかかわらず、議会の説明において、湧水が工事の途中で発生したと言った理由ということですが、これにつきましては、外構工事につきましては、その着工日は平成26年6月20日です。その後、平成26年8月21日にグラウンドの試掘、試し掘りを行いまして、地下水位を調査し、湧水を確認しました。ということで、工事の途中からという、始まってから確認をしたということになります。

1,600万円が過大じゃないかということでございますけれども、先ほどちょっと説明させてもらったとおり、この設計変更については、県の積算基準に基づいて設計しておりますので、過大でないものと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） まずは、財政課の方の返答について再度質問いたします。

看板の主は、その土地が市の所有であることを知らなかった。知らなかったじゃないですよ。看板の主の会社の大番頭は、元借地人で、重々知っていたということです。それで、看板の主は住宅関連業者で、謄本をとるのは専門というか、得意の分野であります。謄本の取り寄せをしなくたって、その前にもう既に何年も前からこの土地が市の土地であることを認識していたということを、その借地人の今の借地人から聞いております。お確かめください。

次、この看板の設置の2.97平米。これは、こういう土地は使えない、売却してもどうしようもない、何もできない、貸し付け以外にないというようなことをおっしゃった。とんでもない話です。下永井796番1番地は、旭市の観光地、漁港と刑部岬への遊歩道に向かう出発点、飯岡観光の一丁目一番地です。海を右手に刑部岬へ向かう30号線沿いの沿線には、20軒のホテル、民宿、船宿、レストラン等々ございます。市が売却をすれば、殺到します。貸し付けをしたい人は山ほどいます。貸し付けを希望したい人……



○議長（平野忠作） 有田議員。この（１）のあれで、敷地の貸与の基準についてでお願いします。

○４番（有田恵子） はい。すなわちおっしゃることは間違っております。  
次。

○議長（平野忠作） 一問一問いきましょう。答弁させますので。

○４番（有田恵子） はい。一つ一つ行きます。

○議長（平野忠作） 一答一問ですので、（１）からこう、やっていきましょう。

○４番（有田恵子） （１）から。ちょっと時間が、すみません。

民間の敷地への貸与基準ですかね、ここから。

○議長（平野忠作） はい。

○４番（有田恵子） 間髪を入れずに不法占拠をしている業者に対して、貸し付けをされた根拠。先ほどの、今説明しましたように、知っていたわけですから、まずはやることは、撤去をするべきではなかったでしょうか。

○議長（平野忠作） じゃ、これで有田議員、切りましょう。

有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 不法占拠を知っていたのではないかと、撤去すべきではないかというところでございますが、私ども借り受け人、あるいは看板の設置者と話をした中では、そこは分からなかったというふうに聞いております。

撤去すべきかということですが、それもあることではなくて、撤去すべきかということですが、既に市有地の中に実際にもう立っていたものでございましたので、現実的な対応としまして、後追いにはなりましたけれども、改めて契約を締結するという形をとりました。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○４番（有田恵子） これが３回目になるんですね。

○議長（平野忠作） そうです。再々質問になります。

○４番（有田恵子） この確認をとるということをなぜなさらないんですか。借地人に聞けばすぐ分かりますよ。全部教えてくれました。ちゃんと聞いておられますか。市の土地であるということの説明もしているそうです。最初から、もうずっと前から。その確認はとられま

したか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 確認はしました。市の土地の借り受け人、あるいは看板の設置者と確認をしましたが、そこは市の土地だという認識が欠落していたということでございました。以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 法務局へ行けば20分、30分で、市の土地であることを書いてある謄本をいただけます。先ほど申し上げたように、職員までがその借地人の一人なんですよ。その方と組んでやった契約らしいです、無理やりの。又貸しということをお願いしてやったということなんですけれども、そのことは看板を設置した業者は言うておられませんでしたか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 又貸しということについては、特にこちらでは聞いておりません。はい、以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員、この（2）の鳥居の設置。

○4番（有田恵子） 二つ目でいいですか。

○議長（平野忠作） （2）に行きます。

○4番（有田恵子） 鳥居の設置について行きますね。

これは、六町会が草刈りとかいろいろやっておりますので、誰が私利私欲でというのは全くございませんから。座頭市の問題もちょっと変な感じはしますけれども、別にそれでもうけるとかいうような話はございません。これは問題、お聞きしただけでございます。これはこれで終わります、2回目の。

○議長（平野忠作） いいですか。次の（3）に行きますか。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） それでは、民間への看板設置基準、具体的に教えてください。例えば1平米幾ら。例えばこの看板、2.97平米の敷地を使っておられますが、具体的にこの1平米幾らで、2.97であるならば年間幾らになるのか。ここで質問なんですけれども、これ、5年契約になっておりますよね。ちょっと書類は私もいただいていますけれども。なぜ5年なんですか、不法占拠した後で。これを教えてください。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 金額でございますが、その前に、2.97平米というふうにおっしゃいましたが、それは土地の面積ではなくて看板の面積でございます。看板の設置につきましては、看板の面積に基づきまして金額を計算いたしております。

金額につきましては、表示の面積1平米1年当たり3,420円でございます。

それと、5年契約ということがございましたが、貸し付けの中で、住宅を建てるということになれば長い年数をお貸しするということとなりますが、そのほかのものにつきましては5年という形で規定を定めているものでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 近隣のそういう看板とか駐車場とか、いろいろあるんですけども、調べてみますとだいたい1年とか2年が契約期間だということなんですけれども、市に関しては、これ5年。この看板とかいうのは5年ということに決まっているんですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 看板ということで特定したものではなくて、建物ですとかそういった長期的に使うもの以外で貸す場合には、全体的に5年という形で定めているものでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 次に、旭市観光物産協会について。一つ目の、単なる任意団体ということでありましてけれども、この団体、任意団体ですから、観光課の方に聞くこと自体がちょっと変かなとは思いますがけれども、発足当初の規約をこしらえたのも観光課の関係者だったということでお聞きいたします。

会員のことでありますが、第5条でしたか、書かれてある中で、法人、個人、団体、この三つが会員名簿の中でごちゃごちゃとなっていて、法人が個人に行ったり、間違っただけで個人が法人に行ったり、何が何だか分からないような会員名簿になっているんですけども、これもあまり聞いても仕方がないかなと思いますがけれども、知っておられること、なぜこういうふうな、個人と会員が認識が全くなくて、下部組織までが法人になっているというようなこと、何か

知っておられますか。なぜこう、変なことになってしまって、会員数が物すごく少ないということに結果的になっている理由、教えてください。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 会員数の問題でございますが、先ほど言いましたように、今年の5月28日に組織ができましたものですから、今物産協会のほうで加入促進に努めているような状況で、このような状況でございます。

議員おっしゃるように、名簿につきまして、団体につきましては一般的に法人、よく株式会社何々と、または何々協議会、団体という形になりまして、それが団体になっています。議員がこの間の、先日の物産協会の総会に見えられまして、名簿のことでございますが、例えば個人名簿の中で、極端な話、本来であれば個人名義、名前を書くわけですけれども、その中で屋号等がございますよね、何とか商店とかいう、そういうのがちょっと見づらいような形になって、疑問を抱かれたと思います。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） これで3回目になるんですか。

○議長（平野忠作） これで3回目、まだ大丈夫ですよ。もう2回ありますよ。

○4番（有田恵子） もう2回。

ちょっと余計なことですけれども、法人と個人、法人とは何かとかいうことを分かっておられて話をされていますか。分かっていますか。ちょっと説明してください。法人と個人の差。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長、分かりやすくお願いします。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、法人と個人の差でございますが、先ほども言いましたように、法人、物産協会の会員の規定の中で、法人につきましては株式会社とか、一般的には団体が法人扱いにしています。個人につきましては、個人名義ということでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 多分そうおっしゃるだろうなと思って、別に上からものを言っているわけではないんですけれども、ちょっと聞いておってくださいよ。法人と個人の差は登記をし

ているか、していないかです。それで、おっしゃったように、団体も法人扱いしている。団体は法人じゃないですよ。下部組織というんですよ。例えば釣り協会、釣り愛好会、何とか愛好会。もういっぱい愛好会が来ていますよね。その愛好会というのは50も60もの人を抱えている。それが会費が5,000円で済んでいると。

それで、もう一つ言いますよ。株式会社である、あるAという会社があって、その人は名前を、大会社です、その人は自分の個人の名前で個人のほうに行っています。2,000円の会費。私はもう正直な人間ですから、株式会社ですから、法人のほうへ行きました。だけれども、見てみたら、大会社の方が個人のほうに行っている。2,000円と5,000円、会費が違うんです。それで圧倒的に個人のほうに流れている。法人であるのに、個人の名前で行っている、というようなことで、会費が物すごく少なくなっているんですよ。本当は物すごい数がいるにもかかわらず。そういうことを言いたいんです。だから会費が集まらない。こういうシステムを誰が考えたんですかということをお聞きします。会員の名簿をわざとぐちゃぐちゃにしているという理由です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 議員、名簿のほうをご覧になってそのような質問をしたと思いますが、私のほうから言わせてもらいますと、団体がございます。何々協議会とか、そういう団体がございます。そのような場合には、2口入っていることとなります。団体と個人で入っております。例えば、団体という、その協議会とか団体とかという名目で法人に入っていて、その中の役員さんが個人会員になっているような状況でございます。

以上です。

○議長（平野忠作） もうこの項目は終わりです。次の補助金についてです。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 補助金について。補助金が、先ほど申し上げたように、27年度は1,460万円かな、集まった金額はもう25万円とか30万円とかいう、限りなくもう小遣いのような金額を会員から徴収して、ほとんどが税金ということで、これはもう全く納税者をばかにしたような話だと思います。本気で物産協会が発展したいと思うならば、本来の会費を募って、きちんと法人なら法人という意識を持って法人に入ってください。個人なら個人でもいいですけれども。そういう形でもってやっていただきたい。資金、財源がしっかりしていないのでは、やはり発展にはつながらない。やっぱりインセンティブの問題です。きちんとして

いただきたいと思います。こんなのどこの世界でもそうですよ。100人ぐらいの会員を用意しているサークルが入っていて、そして5,000円。こんなのもうほとんどゼロじゃないですか。こういうのは協会としては成り立たないと思いますよ。そういうことで、言いたいことはそれだけです。もう答えはいりません。考えていただきたいと思います。

これはここで終わります。

○議長（平野忠作） では、次の飯岡中学校に進んでください。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） これは1個ずつ、先ほどの五つ質問した中からの答えに対して申し上げますけれども、外構工事の、まず土木ガイドラインなんですけれども。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。できれば、（1）から進めていっていただきたい。

○4番（有田恵子） （1）、はい。

○議長（平野忠作） もとに戻れませんので、例えば2番、3番へ行ったら。

○4番（有田恵子） ええ。もとに戻って1、2、3で。

○議長（平野忠作） 1、2、3で、ですから、通告で出してある順でやってください。（1）から。

○4番（有田恵子） 五つやっていいですか。

○議長（平野忠作） いや、3ですよ、来ているのは。

○4番（有田恵子） 3、だから3の（1）。

○議長（平野忠作） そうです。それから進めてください。

○4番（有田恵子） 分かりやすく3の（1）、（2）、（3）に対してということで、分かりやすくしますね。

○議長（平野忠作） そうです。

○4番（有田恵子） ちょっと時間がないもので。

ウェルポイント工事を重要な工事としない、軽微とした、この工事の設計者は日野建築設計事務所。ウェルポイントの業者はヴェーセル。この2社は、ともにウェルポイント工事は重要と位置づけております。課長は、当時は1年目の庶務課長。知識においてはこの2社には劣るような気がいたします。なぜ軽微と断言できたんですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） なぜ軽微かということですがけれども、この問題になっています水替

工については、地下貯留槽等の埋設物を設置するための附帯工事であります。ガイドラインでいう重要に当たらないと考えております。結果的に、仕上がった、できたものは当時の設計どおりのもので、それに付随する工事というのを考えて、軽微といたしました。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 今申し上げましたように、専門家は重要だと言っているんですが、この工事をしなければ前に進まない、工事が全然できないということで重要なんですよ。それと、広範囲の水抜き工事、これは軽微とは決して言えないということを2社が言っているんです。それを覆して、なぜあなただけが、申し訳ない、言い方が悪いですが、素人がなぜそういう決断を勝手にできたんですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） また軽微ということですが、でき上がった構造だとか、そういう位置だとか、そういうものは当初の設計どおりでありますので、軽微といたしました。先ほど金額も20%以下ということで、それが上限です。大きな工事、小さな工事というのは、結構金額がウエートを占めるとは思いますけれども、その面についてもこれはクリアしております。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 国交省、千葉県ガイドライン、どちらを見ましても、値段の多少にかかわらず、ここ大事なところですよ、聞いてくださいね。重要なものは議案に出すべき、議会に提出すべきということです。その都度すべきだということになっております。付随工事じゃないですよ、付随。これがなければ前に進まない。

（発言する人あり）

○4番（有田恵子） えっ、附帯工事。附帯工事ではないですよ。なぜそういう自分勝手な解釈を相談せずに一級建築士に、日野さん。ちゃんといるんですよ。なぜご自分だけでやったんです、素人考えで。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 工事を進めるに当たりましては、工事監理をお願いしています設計事務所に、随時というか、協議して進めております。

以上です。

○議長（平野忠作） もうこの項目は終わりです。

有田恵子議員。（2）ですね。

○4番（有田恵子） 次、（2）のところへまいります。

工事の費用が確定した後でも、過大見積もりをしたと。

まずちょっとお聞きします。見積もりとは何かということですよ、見積もり。この工事は、水が、湧水が出た。湧水が発覚したという時点で、もうすぐに見積もりをヴェーセルに立てさせて、ヴェーセルがすぐに着工しているんですよ、8月。6月に発覚して。終わっているんです、その後。それで、確定してしまっているんですよ。それで、ほとんど8割ぐらい支払っているんですよ。そんなことをして、工事が終わった後で4か月後に、ああ、今湧水がありましたと言わんごとくに議会に説明したということで、議会の議員なんかは、もうその時には、ああ、不測の事態が生じたかなというふうな解釈をいたしました。

見積もり、工事が終わって、支払いがほとんど終わって、それで見積もりをとるんですか。見積もりとは何ですか。ちょっとお聞きしたい。確認をとりたいと思います。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 私どもは、この工事については変更契約ですので、途中で業者に見積もりということではなくて、設計基準に基づいて、設計変更をした金額を行っておりますので、この多分見積もりというのは、元請け業者が下請け業者に工事を依頼する時の金額のことを見積もりと言ったと思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） もう一つ質問しますね。

これは、最初の入札契約じゃないですよ。追加工事申請ですよ、変更契約とか。この変更契約でも、何で見積もりの、終わってしまって、確定して、ほとんど支払って、なぜ見積もりが。あなたの家を建てて、建ててしまってから見積もりとりますか。とらないでしょう。同じことですよ。何が言いたいかといいますと、なぜ建設業者に有利に有利にして、実費精算できたはずですよ、これ。入札じゃないですよ。なぜそれをしなかったのですかということ、担当課長としてお伺いします。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。



庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 先ほどの最初の回答でちょっとさせていただきましたけれども、設計変更につきましては官積算で行うというような形での取り決めというか、ありますので、それに基づいて行いました。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 基本的にずれていますよ、課長。その都度その都度、重要なものは議会に提出して、議決を求めなければいけないんですよ。そここのところの認識が全くないんです。だから前回でも申し上げましたでしょう。あなたは私の前ではっきり言いましたよね。議案は何でも通るんだと。そういう意識があるものですから、そこに座っておられる方、議会事務局長、前、隣におられましたよね。証人もいますよ。そここのところが認識がないんですよ。だから何でもかんでもいい加減に説明していたら、それで皆通してくれるだろうということで、こういうふうになったというのが結論なんですよ、そもそもが。

何回も申し上げますが、金額の多少じゃないんです。重要なものは重要なんですよ。工期の最後に精算して、ああ、1割や2割まで持って行って、それでも良かったらいいじゃないか、じゃないんですよ、これは。入札のような話じゃないんですよ。こここのところ、何で何回も説明して分かりませんか。

（発言する人あり）

○4番（有田恵子） これを説明、今ちょっと声が聞こえる、できる方がおられたらやってくださいますか。

○議長（平野忠作） いや、庶務課長にさせます。

○4番（有田恵子） じゃ、お願いします。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 先ほどもお答えしましたけれども、変更契約の変更の工事が発生した時点で、全体的な数量等が、確認がつかめないときには、それはまとまった後でもよいというような形の記述もありますので、そういうような形でさせていただきました。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） これが最後ね。

○議長（平野忠作） この項目は終わりです。

○4番（有田恵子） これで終わりね。

○議長（平野忠作） （3）の湧水は当初からの確認ということになります。

○4番（有田恵子） じゃ、3。

○議長（平野忠作） これの2回目になります。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 3に行きますか。

○議長（平野忠作） （3）です。その再質問です。

○4番（有田恵子） はい、最後ですね。

湧水は当初から確認されておりました、湧水はね。ボーリング調査ももう1メートル掘ったら、四方から全部水が出ました。それを分かっているながら、工事をする前に、あなたはさっき工事の最中とまたおっしゃいましたけれども、工事をする前に分かっておりました。それを途中で湧水が出たと議会で説明されました。何でわざわざこんなうそをつくんですか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 途中で湧水が出たということではなくて、途中で、湧水を工事が始まって確認したという形で説明しておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 何を言っているのかさっぱり分からない。確認は最初からできていますよ。その言葉、ちゃんと聞いてくださいね、質問を。

神戸地裁の判例がございまして、わずかな金額、金額の多少にかかわらず、重要な工事であるということは議会を通さなければいけない。今おっしゃったように、いろんな工事があるからというような話が、それはもうまとめてやったら早いだろう。違うんですよ。重要なことがあれば、その都度にするということですよ。だから、これはこの工事は、湧水が最初に起こった。最初に起こったんですよ、工事の着工前に。その着工する直前に起こったから、その時でも遅くはないというか、その時にするべきです、議案提出を。なぜそれを怠りましたか。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 先ほどもお話しさせてもらったんですけども、全体的な工事の数

量等がそこまで把握ができておりませんでしたので、それがまとまった時点ということで、議案のほうを提出させていただきました。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） まとまった時点というのは、この、何か100円、200円の話でまとめて1,000円になったというような話じゃないですよ、これ。総額4,000万円ですよ、4,000万円。大変な額ですよ。そのうちのウェルポイントが2,700万円とかいう請求でしょう。これは大変な額ですよ。そんな、後でいろいろなものをまとめて言う話じゃないですよ。

ポイントが二つですよ。重要な工事であったことと、金額も大きい。これは湧水を確認した時に、すぐに議案として提出して、早急に議会に議案通過を求める、これをなぜしなかったんですかということを知っているんです。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 先ほどもちょっとお話したんですけれども、工事の関係でどこまでウェルポイント工事をやるのか、どこまで必要なのかというのが、変更を決めた時点では分かりませんでしたので、それがはっきり確定できて、金額的な面もはっきり決まった時点で議案のほうを提出させていただきました。

以上です。

○議長（平野忠作） 有田恵子議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 太田 将 範

○議長（平野忠作） 続いて、太田将範議員、ご登壇願います。

(9番 太田将範 登壇)

○9番(太田将範) 日本共産党、太田将範でございます。

ただいまより一般質問を行います。

大きく分けまして二つです。1番から3番につきましては、18歳までの子育ての問題、これについて質問します。また、4番目としましてもう一つ大きなものが、TPPの問題について前回に引き続き一般質問を行います。

先に大きな1番目として、子ども・子育て支援事業についてということで、昨年新しい制度が始まりまして1年たちました。非常に分かりづらいといえますか、そういう内容になっております。大きく分けて、施設型というのと地域型という形の子育ての仕方があると、就学前の子育ての仕方があるということなんですけれども、制度が非常に複雑になっております。旭市でも、3月に子育て支援に対する市の計画ができました。その中で幾つか質問させていただきたいと思っております。

市の計画によりますと、施設型給付では、認定こども園という形の制度が増加する保育や幼児教育に対する受け皿として設計されていると思っております。また、本年度の予算につきましては、二つの幼稚園がこの制度に参加していくというふうな形で予算化もされております。これらの認定こども園の制度や事業の内容等を、どういうものかと、はっきり言いまして私も不勉強でといえますか、よく分からないといえますか、複雑過ぎて分からないということなものですから、この機会にちょっと説明をお願いしたいと思っております。

また、今後も認定こども園として幼稚園より移行していく方向のようですけれども、具体的な話が今後あるのかどうか。その点も含めて質問をしますので、お答えください。

小さな2番目としまして、同じく事業計画によりますと、0歳から2歳までの保育を行う施設として、小規模保育事業というものが計画に入っております。28年から行われるという形になっておりますけれども、その事業についても、やはりどういう内容になっているのかということについてご説明をお願いしたいと思っております。

(3)番目としまして、子どもの幼児教育や保育給付の利用者負担の問題です。今までは所得税方式という形で、税金の額からだいたい保育料だとかというのが算定されておりました。ところが、税制改正によって、所得控除がどんどんなくなっていったということになりますと、保育料に当然影響が出てくるわけなんですけれども、それについて住民税方式に変わっていったんですけれども、ちょっとその特例措置がもうなくなってきたということで、今後そういった保育料等にどのような影響が出てくるのか、また実際出てきているの

かというようなことについてご説明をお願いしたいと思います。

4番目といたしまして、子育て支援に対する国の財政支援ということでは、保育士さんや先生方の待遇をよくするという事で7,000億円以上を見込んでいたんですけども、これが消費税増税ということがセットになっておりましたので、2年半消費税増税が先送りされました。この事業がちゃんとできるのかどうか、どういう見通しを持っているのか、ご回答をお願いしたいと思います。

大きな2番目といたしましては、旭市育英資金の充実を求めるということで一般質問させていただきます。

旭市育英資金の制度についてのご説明をお願いしたいと思います。また、実際、募集をかけてみて、どういった形で実態なのかということについてご回答をお願いしたいと思います。同じく就学援助ということで、特に小・中学校の生徒さんたちのさまざまな、給食費だとか修学旅行費だとか学用品だとかの支援に対して、支援が行われているわけですけども、これの制度について説明をいただきたいのと、どの程度の利用がされているのかということをご説明いただきたいと思います。

最後に、4番目といたしまして、TPP環太平洋経済連携協定交渉についてということで一般質問します。

3月に一般質問をした時には、主に関税の問題、これは23項目あるうちの2項目しかないと。あとの21項目が非常に重要だということが、最近さまざま関連文書の翻訳によって情報が出てきております。その情報を見ておきますと、大変怖いものだと、見ているうちに脂汗が出てくるというか、冷や汗が出てくるというような中身です。これについて質問させていただきます。特に(1)番目として、影響が出てくる5項目として、TPPと食料品の安全性についてということでご回答をお願いいたします。

2番目としまして、TPPと医療の関連についてということで質問します。具体的に、医療の問題というのは報告文書には入っておりません。ところが、別のところで紛れ込んでおります。投資とか薬事行政、そちらのほうからの、あるいはパテントの問題、こういったところでの問題があって、医療に影響が出てくるということが考えられております。

それから、TPPと政府調達、これ地方自治体も含むんですけども、WTOの規定では建設工事で20億円以上ぐらいになっていると思います。ですから、今まで地方自治体は入札だとかをやるのに、完全に自由化しているわけではないと。特に海外に開かれた入札を行っているわけではないということですね。これがかなり変わってくるだろうという話になって

きております。

それから、入札制度そのものが非関税障壁というものに該当するのではないかというような、そういった形での非常に重大な問題が出てくるというふうに考えます。

それから、T P Pと雇用の問題についてです。現在、日本の労働法制におきましては、雇用の制限あるいは残業だとか、そういった形での、あと就業時間、非常に厳しく制限されております。この辺の問題がどうなるのかと。具体的にT P Pの関連文書にはほとんど入っておりませんが、これがほかのI S D条項だとかそういったところの問題に仕掛けられますと、アメリカ並みの、あしたから来なくていいよというような、そういうことが平気で通る社会になるというふうに考えられます。その影響についてご回答をいただきたい。

それから、T P Pと企業形態に及ぼす影響についてということで、具体的には、もう農業協同組合が全農、これはもう協同組合から外されてきているということになります。また、生活協同組合だとか農協が、あと非営利団体、そういったところに非常にT P Pの影響が出てくる可能性があるかと、こういった形で、企業の形態について影響が出てくるというふうに考えられております。

そういったことから、以上の5点につきましてご答弁をお願いいたします。

1回目の質問はここで終わります。2回目以降は自席で行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 子育て支援課より、項目1、子ども・子育て支援事業についてお答え申し上げます。

初めに、認定こども園の制度、内容とはどういったものかというご質問にお答えします。認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方のよさを併せ持つ施設です。保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも通いなれた園を継続して利用することができるということが特徴になっております。認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型と四つの類型があり、法的性格、設置主体の条件などに違いがありますが、認定こども園としての機能はどれも同じことを目指しておりますので、サービス上の違いは類型の違いによって大きく異なるというようなことはございません。幼保連携型は同一敷地内にある幼稚園・保育所を統合したような形、幼稚園型は幼稚園に保育所機能をプラスした形、保育所型は保育所に幼稚園

機能をプラスした形というのをイメージしていただけたらと思います。地方裁量型は、保育所・幼稚園の認可要件には欠けているものの、地方の事情により一定の要件を満たしていればこども園として認可するというもので、国・県の負担が得られるものではございません。

あと、幼稚園からの移行の今後の予定はというご質問ですが、市内の幼稚園2か所につきまして、現時点で伺っている状況では、来年度の移行の予定はないというふうに伺っております。

続きまして、二つ目の小規模保育事業とはどういうものかということでございますが、小規模保育事業は、子ども・子育て支援新制度の中で、地域型保育事業の一つとして新たにつくられた事業でございます。3歳未満児に重点を置いた小規模な保育所で、利用定員は6人以上19人以下に定められ、定員5人以下の家庭的保育、定員20人以上の認可保育所の中間に位置します。待機児童が都市部に集中し、その大半が3歳未満の低年齢であることから、小規模保育の量的拡充により待機児童問題の解消を図ることが期待されております。

本市におきましては、待機児童の問題もなく、今年度は認定こども園の開園により利用定員がさらに増加しました。また、小規模保育事業と同様に3歳未満児だけを対象とした保育園が1か所ございまして、現時点で特にこの事業の必要は感じておりません。

続きまして、保育料利用者負担の基準が所得税から住民税に変わったことによって保護者の負担はどうかというご質問でございますが、国は、新制度における利用者負担の設定に当たりまして、利用者の書類提出等の負担を軽減する、市町村の事務簡素化を図るなどのために、所得税から市町村が情報を有している住民税による階層決定へと移行することとしました。そして、階層の設定に当たりましては、所得税と住民税の人的控除の金額の違い、年少扶養控除の廃止などもあらかじめ考慮し、推定年収から従前の所得税による階層区分を基本として、負担が変わらないように住民税による階層区分を設定しております。

旭市では、以前より保護者の負担軽減のため、国の基準より大幅に低く設定しており、新制度移行に当たっても、国の階層区分を基に新制度移行前の保育料と変わらないように設定していますので、基本的には新制度の施行により負担が変わることはないというふうに考えております。なお、世帯構成によっては変わる場合もあることを申し添えます。

次の質問でございますが、国の財政規模、消費税の延期に伴ってどうかというご質問でございますが、ご案内のとおり、子ども・子育て関連三法の法案審議におきましても、安定財源の確保の必要性が指摘され、必要な1兆円程度の財源については、消費税率の引き上げにより7,000億円程度を確保し、3,000億円程度について各年度の予算編成において財源の

確保に最大限努力するとされておりました。前回の引き上げ延期の際、国は平成27年度の予算編成に当たり、消費税増収分から子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上として5,127億円を充てたとしております。このたび首相は、消費税率の引き上げを前提とした社会保障の充実策を赤字国債によって行うことはできないとする一方、保育士や介護職員の処遇改善など「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれた施策は優先的に実施していくというような考えを示しております。国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、旭市育英資金の制度についてお答えをいたします。

旭市育英資金の目的は、特に優れた資質を有しているものの、経済的理由によって就学が困難な方に資金を給付し、将来旭市の発展と社会に貢献できる有為な人材を育成することにあります。選考に当たりましては、育英資金給付選考委員会を開催いたしまして、学習成績と世帯収入額等について、定められた基準に照らし、給付の可否を審査しているところでございます。

旭市の育英資金は、貸付型ではなく、給付型であることに大きな特色がありますけれども、給付額は高校生が月額9,900円、大学生等が月額1万4,400円となっております。平成28年6月現在の育英生は33名で、その内訳は高校生が7名、大学生等が26名でございます。

続きまして、就学援助の制度と現況についてご説明をいたします。就学援助制度につきましては、経済的理由によって就学が困難な小・中学校の児童及び生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する制度でございます。支給対象者は、生活保護を受けている方の要保護世帯や、それに準じる程度に生活が困窮している準要保護世帯が対象でございます。学用品、給食費などの就学援助を行っております。平成27年度の就学援助費の支給状況でございますが、小学生で113人、就学援助率は約3.36%。中学生で76人、就学援助率は約4.21%。合わせまして189人、3.65%の就学援助率となっております。最近の就学援助率でございますが、おおむね3%から4%台で推移しておりまして、ほぼ横ばいの状態にはございます。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私からは、4番のTPP環太平洋経済連携協定交渉についての

(1) TPPと食料品等の安全性について回答させていただきます。

輸入食品の安全性につきましては、TPP政府対策本部によりますと、TPP協定による



食の安全に関するルールの内容ですが、この内容は、各国が必要な措置をとる権利・義務を確認しつつ、科学的根拠に基づいて、衛生植物検疫措置をとることが引き続き認められているもので、残留農薬や食品添加物の基準、また遺伝子組み換え食品等の安全性審査や表示を含め、TPP協定によって日本の食の安全・安心に関する制度変更は行われまいというところでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） TPPと医療の関連についてお答えいたします。

TPPと医療の関連については、国・県等から文書等による情報提供は今のところない状況なので、厚生労働省のホームページによりますと、TPP協定では日本の国民皆保険制度のあり方に変更を求める規定はなく、政府としては、日本が誇る国民皆保険制度を維持し、安全・安心な医療が損なわれることのないようしっかりと取り組んでいき、日本の医療制度の根幹を揺るがすことはないという説明されています。

また、薬価につきましては、既に日本では透明、公正な手続きにより価格決定を行っており、現行制度の範囲内であるため、制度変更やそれに伴う薬価の影響はないとされています。

次に、ジェネリック医薬品への影響でございますが、協定での新薬のデータ保護期間の設定等を含め、医薬品の知的財産は現行の国内制度の範囲内であるため、ジェネリック医薬品の承認が遅れることはないという説明されています。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、（3）のTPPと政府調達への影響についてお答えを申し上げます。

現在の政府調達についてでございますが、平成6年に締結されましたWTO協定の中で、と申しますか、WTO協定を締結した時に地方公共団体に関する政令等が改正されたところございまして、その中では、対象団体として都道府県や政令指定都市までを定めたものでございます。現在、TPPの詳細、政府調達に関してのものが公表されておきませんが、仮に地方自治体へ影響が出るということになってまいりますと、当然地方自治法の政令等の改正も行われることとなりますので、当面そちらの改正の動向を注意深く見守っていきたく思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからはT P P関連の（4）番、T P Pと雇用の影響について、それと5番のT P Pと企業形態に及ぼす影響についてお答えします。

初めに、雇用の影響でございますが、国から示されました労働分野におけるT P P協定の概要におきましては、労働者の基本的権利及び労働条件を規定する法律等を自国で採用、堅持することと規定してございます。しかしながら、我が国におきましては、本協定が求めます労働者の権利を基本的に確保しており、労働関係制度に変更を求められておらず、したがって、企業からの一方的なリストラといったことは制度的には難しいと考えております。また、T P P協定では、いわゆる単純労働者の受け入れ義務や、医師や看護師など個別資格の相互承認を認めていないので、単純労働者や質の悪い医師や看護師等の入国が容易になることとはないと思われております。

続きまして、（5）番のT P Pと企業形態に及ぼす影響についてでございます。T P P協定におきましては、中堅・中小企業者にとってメリットとなるさまざまな内容が盛り込まれております。具体的には、地場産品や地域特産品の関税撤廃・削減、税関手続きの迅速化や簡素化など、中小企業の海外進出に有利に働くものも多くございます。しかしながら、T P P発効のため3月8日に国が国会に提出しました環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関連法律の整備に関する法律案は、国会閉会によりいまだ未成立となっております。T P Pの発効により企業形態に及ぼす影響につきましては、懸念材料として顕在化しているものの、不透明な状況となっております。このようなことから、本市においては、今後も国の動向に注視しながら、商工業の振興に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） それでは、2回目の自席での一般質問を行います。

まず、子育て支援のほうの幼稚園の場合ですと4時間ぐらいの預かりになると思うんですが、保育園になりますと、短時間と標準時間ということで、8時間と11時間という形になるかと思えますけれども、認定こども園の場合はこういったシフトが可能なかどうか。あるいは、2歳以下の子どもさんも預かる形になっておりますけれども、その辺がきっちり、どの程度担保できるのか。分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 今ご質問にございましたように、認定こども園につきましては、まず1号認定、教育認定と保育認定、2号、3号認定と申しておりますが、ございまして、一つの認定こども園の中に保育所機能と幼稚園機能を持っております。保育認定の子どもさんは保育所機能を利用して標準時間、最大11時間という保育時間で、保育所については、ご質問にございましたようにもう少し短時間になるわけですが、それぞれの保育所部分と幼稚園部分という形でお預かりしておりますので、3歳未満のお子さんにつきましては、保育の認定を受けた子どもさんが保育所機能で短時間もしくは標準時間の保育を受けるということになります。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 次に、保育園と幼稚園では現在、料金がかなり違うと思うんですけども、この辺の料金設定はどうなるのかなということがちょっと心配されておりますので、ご回答をお願いいたします。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 先ほども少しご説明をさせていただきましたけれども、国の基準に基づきまして、それぞれ住民税の金額等によって階層を定めております。教育認定、幼稚園の機能を利用する方につきましては、時間が保育認定の子どもより短いということも考慮した上で、国のほうでまず金額を定めております。保育認定につきましては、年齢によって1人の保育士で何人見られるというのが違いますので、同じ保育認定であっても、3歳未満のお子さんと3歳以上のお子さんという形でまず区分がございます。この中で、市民税の金額が幾らから幾らであれば保育料が幾らだよというような形になっております。

ただ、これは、今幼稚園の1号認定と申し上げましたが、認定こども園の中の幼稚園機能ということで、幼稚園の場合でも新しい、新制度に移行した幼稚園ということになりますと、この1号認定という金額で、国の基準に基づいて市が定めた金額により、保育料を徴するということになりますけれども、移行しない幼稚園につきましては、幼稚園のほうで任意に設定しているということがございます。

認定こども園になって変わるかというのは、認定の1号か2号、3号かと、その中で3歳以上か3歳未満かということになりますので、保育所等と変わるところはございません。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 幼稚園と保育園と一緒にしているという形になりますと、特に土曜日

の開園、あるいは幼稚園の場合は今までほとんどやられていないと思うんですけれども、保育園の場合は土曜日も開いているという形になろうかと思うんですが、その辺がどうなるのかということと、職員の皆さんの報酬も、幼稚園と保育園ではかなりの待遇の差があるということなんですけれども、この辺につきましてはどういう見通しなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 土曜日でございますが、ご質問のとおり、保育所の部分は土曜日もあいています。ただ、幼稚園の場合でも一時預かりという形でお預かりをしているところもあるというふうに伺っております。あと、給与等の処遇のお話ですけれども、今保育士不足ということで、処遇がいろいろ取り沙汰されておまして、一億総活躍プランでも改善していくという方向が示されております。基本的に、施設型給付費という形でお子さん1人当たりの基本という中で、地域区分ですとか利用定員ですとか認定区分、年齢、そのような部分と加算部分という形で、主任加算であるとか、いろいろな加算という形で費用が、総額が決定されます。その中で、それぞれ職員の給与を支払うという形になると思いますので、それぞれの法人等の中の給与体系の中で、幼稚園部分と保育所部分がどうなっているのかというのは、申し訳ないんですが承知しておりません。現在、保育士不足等もございますので、そういう中で処遇の改善というのは図られているのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） では、次に、小規模保育事業所の内容につきまして少し質問させていただきます。

現在、保育所に行きますと、2歳以下の子どもさんの預かりが非常に増えてきているというふうに感じております。特に0歳児の産休明けの保育がかなり多くなってきておまして、その受け皿として小規模事業所というのが増えているのかなというふうに思っていたんですけれども、こうした形での0歳児とか2歳児以下の子どもさんたちに対する負担というのは、非常に保育士さんなんかも大変な労働になってきているというふうに聞いておりますので、今後どのような対処をしていくのかなと、小規模事業所を含めてちょっとその辺の回答をいただければと思います。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 小規模保育事業につきましては、先ほどお答えしましたとおり、現時点で旭市として待機児童もないということから、必要性は感じておりません。

もう1点の低年齢の子どもの保育士の負担というところでございますが、先ほども申し上げましたが、年齢によって保育士の定数というのが決まっております。保育現場におきましては、日ごろから児童の動向、安全に職員が協力して対応する姿勢で保育をしております。発達の遅れが見られる児童など、それぞれの保育所の事情に合わせて保育士定数を超えて配置しております。また、ゼロ歳児と1歳児を組み合わせるクラス編成するなどして、低年齢児に対応しております。それぞれの保育所の事情により、先ほど申し上げました発達の遅れが見られるお子さんであるとか、多動があるお子さんであるとかという中で、なかなか保育士の手のかかり方も変わってきますので、年齢ということよりもその辺の保育所の事情をよく聞いて、そのニーズに対応できるような定数を超えた配置をしていきたいということで考えております。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） では、次の（3）のほうに移りたいと思いますけれども、先ほどまでの説明ですと、移行に伴う影響は少ないということでご回答をいただいたわけですが、今後、特に保育所の低年齢の方々の料金といいますか、そういったものにつきましては、特に減免化するとか、そういうことはあまり考えていないのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 先ほどもお答えいたしました。旭市におきましては、国の基準より大幅に低く設定しております。27年度についてはまだ調整中で、細かな数字はございませんが、民間保育所につきましては、国の負担金を算定する上で、国の基準と市の基準ということで、数字を今集計しているところなんですけれども、その数字で申し上げますと、第3子以降の無料化を含めまして、国の徴収基準と市の保育料の徴収額の比率というのは6割弱というような数字になっております。公立を含めてもほぼ同様の数字になろうかなという予測をしております。このように、かなり今低く設定をしておりますので、現時点ですらに減免というようなことは考えておりません。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） では、次の（４）のほうとしまして、7,000億円という膨大な金額が抜け落ちちゃっているということで、見通しが立てづらいというのはあると思うんですけども、保育士さんだとかの平均賃金というのは非常に低いんですよ。これらのかさ上げというのが非常に緊急の問題だと思うんですけども、これは政治的な判断になろうかと思えますので、市長としてどのように待遇改善ということを考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、国で一億総活躍社会ということの中で、保育士の給料、報酬を上げるというような形で安倍総理が言っています。そんな中で、具体的に地方自治体へどういう形で、国庫支出金で来るのか、交付税で算入されてくるのかという部分はまだ見えないわけでありまして、そういった中で、これからそういった保育士の報酬の給与の引き上げ、そういったものも国の方向性を見ながら市としても対応していきたいと、そのように思っているところでありますのでよろしく申し上げます。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） まだ国の制度待ちというようなご回答ですけども、市長が日ごろからおっしゃっているように、18歳までの子育ての支援が非常に充実するならば、非常に若い人たちが旭市に定住する大きな要因になっていると思います。島根県だとか鳥取県の山の中でも、そういう手厚い制度をつくっているところは人口が逆に増えているんですね。若い夫婦の方々が定住してきているという事例がいっぱい出てきているわけです。ですから、その点を含めまして、旭市の場合、子育て支援についてはかなり厚くやっているよということですので、その辺についても、その辺もきっちりとはやはり市独自の制度を考えていただきたいと思えますので、よろしくご検討のほどをお願いいたします。

次の大きな2番目といたしまして、育英資金の拡充を求めるということですけども、現在、高校生が8人、それ以上が8人ということになっておりますけれども、もう少し拡充する考えはないのかと。やはり高校になりますと、通学だとかそういったところにもお金もかかりますし、それだけのことが必要になってくる生徒さんが多くなると思うんですね。一つには、先ほどご回答がありましたけれども、育英資金の給付の対象といたしまして、成績要件というのがあります。それが3.5ということになりますと、平均値以下の子どもさんたちというのは該当しなくなっちゃうんですね。ですから、逆に言いますと、高校生までは所得

要件は残してもいいけれども、成績要件は取ってもいいんじゃないのかと。現在ほとんどの方々が高校進学していますので、その辺を取っ払って、もっとこの辺を拡充してもらいたいですけれども、市長の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、高校生を対象とした育英資金の給付に当たりまして、中学校での学習成績を廃止してはどうかというご質問にお答えをいたします。

現在、旭市の育英資金は応募の際に所得の要件に加え、学習成績の基準を設けております。高校生及び大学生等ともに、学習の評定平均を3.5以上としているところでございます。ご案内のとおり、この育英資金の目的は、特に優れた資質を有し、将来旭市の発展と社会に貢献できる有為な人材を育成することにあります。また、本市の給付型であるということにも鑑みまして、一定の学習成績を設けているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 先ほども申し上げましたように、今高校進学というようなものは、もうだいたいほとんど義務教育に近い状態になっていると思うんですね。ですから、それに対する支援としてもっと拡充していただきたいと。担当課のご努力は分かるんですけども、高校生の支給が少ないんですね。ですから申し込みも少ないということで、いろいろ各中学校に、いろいろ申し込んだりとか、いろいろ努力をなさっているようですけども、この辺の人数が少ないというのは、やはりもう少し策をつくってもらいたいと思うんですけども、その辺どう考えているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、ただいま申し上げましたのは市の育英資金でございます。同様にいたしまして、県のほうにも高校生を対象にいたしました給付事業というのがございます。低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減し、高校生等の就学を支援するというので、それぞれ制度がございます。また、これは支給でございます。それからもう一つ、千葉県奨学資金というのがございます。これは無利子の貸し付けとなりますが、こちらは所得要件のみで学習成績の基準はないという制度もございます。これらの制度も併せて生徒に周知をしてまいりたい、制度の有効活用を促してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） では、次の大きな3番目として、就学援助について質問いたします。

全国平均ですと、十五、六%の子どもさんたちが就学援助を受けているというふうになっております。千葉県でも8%前後まで行っていると思います。それに対しまして、旭市のはやはり低いということなんですね。いろいろ話をお聞きして質問したりしているんですけども、結構いろいろご努力はしているようなんですけども、その形が数字となって出てこないというのがあると思います。この辺どういう、一つ策を持っていったらいいのか、どういう考え方があるのかというようなことがあれば、ちょっと質問したいと思います。

○議長（平野忠作） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、この制度もございますので、その周知に努めるということで取り組んでいるところでございます。現在、この制度を幅広く保護者の皆様にご存知いただくために、市のホームページ、それから子育てガイド等へ掲載しているほか、学校を通して毎年全ての保護者の方に対しまして「学校生活に必要な手続き、教育相談のお知らせ」というチラシを配布いたしまして、その中で就学援助の制度の周知に努めているところでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） それでは、次のTPPの問題について質問をいたします。

先ほどですと、全ての検疫体制だとか基準というのは生かされるという形になっておりますけれども、それは協定には入っていないですね、文書に。どういうことかといいますと、TPPのほうではいろいろな毒素条項がありまして、ネガティブリストというのがあるんですね。現在入っているのは、たばこが有害ですよという表示は入っているんです。それ以外は具体的に書いていない。要するに、ネガティブリスクですから、否定的なリストをちゃんと協定の中に入れないと、これは駄目だということになるわけですね。ですから、食料品の安全性が確認されているかと、現在の状況から見ますと、輸入食料品の、例えばエストロゲンとかラクトパミンだとか成長ホルモン、こういったものはアメリカやニュージーランド産の牛肉からは検出されているわけです。この検査体制があるかということ、ないんですね。

また、遺伝子組み換え食品だとか、遺伝子組み換えの成長ホルモンなんかがあるわけです。



けれども、かなりの倍率で出てきていると。これ、発がん性があるわけです。これは検査されていないんですね。検査するところもほとんどないと。

それから、大量に遺伝子組み換え食品が輸入されております。その中で、除草剤のラウンドアップは、日本では除草剤として使って作物にはかけないというのが一般的だと思うんですが、これは作物にもかけていると、そういったものが輸入されているということですね。それから、収穫後にアメリカ産の小麦だとか穀物というのは大量に使われているということです。ですから、非常に危ないと。それに対する検査体制というものもないと。

それから、食料品の中でかなり心配なのが防カビ剤。要するに、イマザリルだとか、そういったものが中身です。これも、レモンなんかのかんきつ類なんかの表面に塗られていると、それでカビが生えないようにしているというものが通っているわけです。こういったものが通っておりまして、輸入手続きで検査体制というのはどのぐらいあるのかというのをちょっとお聞きしたいんですけれども、どの程度ですか。検査率といいますか。お願いします。

○議長（平野忠作） 一般質問は途中ですが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時 0分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 輸入食品の検査体制について、厚生労働省の資料から回答させていただきます。

国では毎年度、輸入食品監視指導計画を策定し、それに基づき監視・指導を行うことにより、輸入食品の安全性を確保しているとのことでありまして、TPP協定により日本への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き食品の輸入動向等を踏まえて輸入食品監視指導計画に基づく検査等を着実に実施し、食品の安全の確保に努めていくということでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 食品の安全性ということにつきましては、先ほど午前中に発言しましたさまざまな農薬だとか添加物、成長ホルモン剤だとかそういったものの項目はほとんど入っていないと思います。また、それを検査するような体制は国においては無いと。衛生面だとかそういった面での安全性ということでは確保されているけれども、こうした中身については検査はほとんどやられていないということなんですね。だいたい検査の比率はちょっとお答えいただかなかったんですけども、1年間に輸入食品の8%ちょっとぐらいしか検査されていません。その上に、先ほど言いましたようにさまざまな薬品関係がそのまま入ってきていますので、安全性が確保されているということにはとても言えないと思います。そして、TPPではこの平均、今93時間ぐらいかかっている輸入検査が48時間以内に終わらせるという形で、全て通関させてしまうということになりますと、なお一層人員を増やすとかそういったことをしない限り、検査というのはなかなかきちっとしたものができていかないというふうになると思います。

こういうことから、完全に輸入食品が安全性が担保されているとは言えないということになると思います。そのことをまず第1に指摘しまして、次に医療との関係について質問します。

確かに、お答えになりましたとおり医療に関してはTPPの審査の中身には入っておりません。しかしながら薬事行政、これにつきましては入ってきているわけですね。それから、薬の patent の問題、これについては新薬につきましては相当の範囲、期間の patent 料が入ってくるということになります。それから、もう一つはアメリカでは新しく有効な診察方法だとか検査、あるいは手術、こういったものが特許になっております。で、日本では特許にしておりません。こういったものから徐々にアメリカ型のものが、アメリカの製品が入ってこなければISDによって訴えて、多額の補償金を取るというようなことが行われるわけですね。ですから、健康保険制度そのものは残るけれども、中身ががたがたになってしまうというふうなことが考えられます。ですから、これについて国の問題だから関係ないよとも言えないというふうに思います。

それから、先ほどありましたように毒素条項の中にネガティブリスト方式というのは先ほど申し上げましたけれども、医療に関してもこれが中に入っておりません。ですから、いつ交渉対象になるかということとは保証できないわけですね。唯一あるのは、たばこは害ですよという表示はしても構わないというのはネガティブリストに入っております。それ以外はネガティブリストには入っておりませんので、あらゆるものが訴えられる可能性になってきま

す。

きちっとした、そういった中身が保証されないということになりますと、医療費が非常に高額になってくるという可能性というのはあると思うんですけども、現在、医療費が高くなっている原因は新薬が高くなっている、日本国内でもですね。それについてはお認めになるかどうか、保険医療の関係で以前質問したときには入っておりませんでしたけれども、今回再度質問させていただきます。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高木松夫） 今現在の状況で、医療費の高騰している原因としてC型肝炎の治療薬、それと肺がんの治療薬、これが非常に高価なものになっているということは事実であります。

以上です。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） それが、ほとんどの高い医療品がアメリカから輸入されてくるということになるわけですね。一部お認めになりましたけれども、それが全ての薬の中に入ってくるということです。

次に、（3）番目として政府調達ということで先ほどお答えがありましたけれども、現在のところほとんど影響ないわけですけども、これが3年間の間にどんどん垣根を取っ払っていくと、最終的にTPP4国でやっておりますけれども、このところで政府調達というのが自治体を含めまして物品においては630万円、工事におきましては6億3,000万円ぐらいから、政府調達の中から国際的な入札をやらなければならなくなったというふうになっております。それが入ってきますと、さまざまな領域で侵される形になります。ですから、ひょっとしますと旭市の発注の工事が英語で発注しなきゃならなくなるという可能性もあるわけですね。僕なんかは英語ができないから、チェック体制が全然できないということになっちゃいます。ですから、この辺につきましての情報収集は今後も財政課のほうにはお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次に、雇用の影響についてということで、労働分野では現在、かなりTPPが先取りされているような形での検討が行われております。先ほど回答ではほとんど影響ないよというのが政府の言っていることで、アメリカでは多国籍企業化が非常に早く進みましたから、世界各国から一番安いところで作ってそれをアメリカに持ってくるわけですね。そうしますと、

当然ながら人件費が安くなってきます。そうなりますと、賃金が上がらなくなってくる。雇用が非常に大きな脅威を受けているわけです。アメリカの今大統領選挙でもTPPが問題になっているのは、アメリカの雇用がもっともっと失われていってしまうということが心配される。これが大きな原因なんですね、TPPに反対の。ですから、これは全くないということではなくて、非常に心配されるということです。日本企業はもう多国籍化していますから、世界で一番安いところで作って日本に持ってくるわけですね。そうしますと地域の産業が潰れますから、そうしますと大震災の時に分かったんですけれども、飯岡の漁港が水揚げがなくなると、そうしますと波及効果がすごかったですね。あらゆるところに加工屋さんから運送屋さんから氷屋さんから皆さん仕事なくなっちゃったということで、一つの産業の中のコアが一つ壊れますと、周辺部分にみんな広がっていってしまうという形が分かるかと思えます。そのことが地域経済の破壊につながると思うんですけれども、その辺の心配は担当課長としてあまり心配していないのかどうかお聞きしたいんですが。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それではお答えします。

先ほども言いましたように、TPPの関連につきましてはまだ法案が未成立となっております。これにつきましては、市としましては今後は的確な情報の収集に努めまして、国の動向を注視しながら、商工会と連携を図って中小企業、雇用関係について対応を図っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） TPPで安い商品がいっぱい入ってきますと、先ほど言ったように地域の産業が廃れていくということと、もう先取りしたような形で、労働契約法という形で今法案として出てくる予定なんですけれども、解雇の4要件、これは解雇の必要性、回避をしたかどうかという努力、人選の適正・相当性、手続きが妥当だというような解雇の4要件だとかそういったものが、これは確かに交渉の領域には入っていないんですけれども、先ほど言いましたようにネガティブリストで出してありませんので、当然ISDで訴えられると。損害を与えられた企業に対して莫大な損害保険料を払わなきゃならない。損害保険料を払わなきゃならない根拠というのが、次回あたりもう1回一般質問させてもらいますけれども、実際の被害がなくても予想される被害で払わなければならない、これがISDの一番怖いとこ

ろなんですね。ですから、そういった了解で来ますから、アメリカの法制度をそのまま持ってくるというのがTPPのISD条項の怖いところなんです。ですから、同じ条件で日本の企業とアメリカの外資と競争しなさいということになりますので、非常に危ないというふうに考えられます。今のところ実害というのが出ていないので、それほど気にしていないかもしれませんが、もうアメリカでは相当大きな雇用の喪失が出ているということを説明させていただきました。

最後に、企業形態として、この辺ですと市役所とか公的セクターだとか協同組合ですね、生協だとか農協、JA、こういったところの働くセクターというのは非常に大きな力があって、経済力もあるという形で大きな影響力のある協同の組織、あるいは公的な組織、そういったところに対してTPPも容赦なくやってきています。先取りした形で、全農が協同組合から離脱していくと。今のままの協同組合ですと、アメリカの企業が日本の、例えばJAをいいとこ取りしようとしてもできないわけですね。協同組合ですから、一人一票の民主主義というのが働いていますので、参加できないということになりますので、非常に問題があるというふうになろうかと思えます。

あと、先ほどありましたけれども、M&Aという形で企業の吸収合併というか、非常にこういったセクターがありますと邪魔になるということで、これから問題になってこようかと思えます。考えられる一番大きなものは、郵政の民営化で350兆円の郵貯の保険と預金、これがJAの120兆円ぐらいの共済の掛金と預金を持っています。この辺はまたアメリカの企業に狙われていると思います。ですから、ちょっと一般質問として説明ばかりで適切でなかったかもしれませんが、一応皆さん方に国家の問題であって地方自治体の問題ではないよという認識をいただきたいと思えますので、その辺どうご理解いただいたか、市長にちょっと感想を伺いたいと思えます。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 影響、全く関係ないというわけにはいきません。旭市も主幹産業は農業ということでありまして、いろんな部分で農薬とかそのいろんな話が、大局的な話をお聞かせいただきました。参考にしながら、これから各関係機関と綿密に今情報の収集を図りながら、これからのTPPに対して対応していきたいと、そのように思っておるところであります。よろしくお願いします。

○議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 一般質問としてちょっとしゃべり過ぎた感があるわけですが、よく我慢して聞いていただいたということで感謝して、一般質問を終わります。

○議長（平野忠作） 太田将範議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○議長（平野忠作） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） 10番議員、公明党、伊藤保、議長より発言の許可がありましたので、通告に従い質問をいたします。

平成28年6月度の一般質問の大トリになりますので、どうかご清聴のほどよろしく願いをいたします。

初めに、九州熊本地震で犠牲になられた皆様、また被災された皆様に対して心よりご冥福とお見舞いを申し上げます。

早速質問に移らせていただきます。

今回、3項目8点の質問を行います。

3月度の施政方針の中の総合戦略の基本目標4点ありましたが、その中の義務教育施設整備の屋内運動場の非構造部材の耐震化について、今年鶴巻小、古城小、飯岡小、嚶鳴小の4校が実施されるとありましたが、平成24年第2回定例会で、耐震についての中で質問をしたところですが、1点目に現在の進捗状況について伺います。2点目に今後の計画を伺います。

2項目め、環境衛生について。

先ほどの総合戦略の中で、基本目標の3として「ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり」とあります。移住し、この旭市に定着して人生の終焉を迎えたいと思う人もいるのではないかと思います。しかしながら、旭市には法のもとの信教の自由という本来の公営墓地としての条件を持った墓地がありません。合併して10年が過ぎ、宗教や地域など関係のない市営の公園墓地があつてしかるべきではないかと思っている一人ですが、そこで1点目、市営墓地について現在の状況と市内に寺院墓地、共同墓地、個人墓地等を含めて幾つあるのか伺います。

2点目に、墓理法の第2章「埋葬、火葬及び改葬」の第4条に「埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。」とされ、公衆衛生上、遺骨を勝手に散骨と称してまいたりとはできません。墓地、埋葬等に関する法律についてどのような内容なのか伺

います。

3点目に、火葬、埋葬許可について発行窓口に墓地の相談などはあるのでしょうか、伺います。

3項目め、震災時の業務継続計画、いわゆるBCPについて伺います。

国は、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震の反省を踏まえ、自治体にBCPの策定を求めておりましたが、策定済み市町村は昨年12月時点で36.5%にとどまっております。熊本地震では市役所などの庁舎が損壊し、災害拠点として機能しないケースが相次ぎました。5市町で行政の業務が滞り、罹災証明など被災者の支援に支障が出ました。また、施設損壊で物資の受け入れが不可能になり、救援活動の初期段階から現場に混乱が生じたようです。旭市の防災計画を拝見しますと、この庁舎の耐震が疑問視されており、市役所が使用不能になったときには、海上支所に災害時の対策本部を設置する計画になっております。旭市の業務継続計画、BCPは策定してあるのか、策定してあれば、1点目に内容と現状について伺います。

2点目に、熊本地震では国などから救援物資の受け入れ拠点を決めておりましたが、施設が損壊して受け入れ不能になり、救援活動の初期段階から混乱が生じたようですが、旭市の緊急支援物資の受け入れはどうなっているのか伺います。

3点目に、今後の課題について計画をお持ちなのか伺います。

以上で第1回目の質問を終わります。再質問は自席で行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 私のほうから大きい一つ目、屋内運動場の非構造部材の耐震化についてお答えいたします。

（1）現状についてということでございます。

屋内運動場非構造部材の耐震化対策は、つり天井や照明、バスケットゴールのほか、外壁や内壁、窓ガラス等の落下防止対策となります。市内小・中学校には屋内運動場が20棟と4武道場があります。非構造部材の耐震化はこれまで9棟と1武道場が完了しており、工事中の嚶鳴小学校と飯岡小学校を合わせると11棟と1武道場の耐震化対策が完了する予定です。また、今後工事を行う必要があるものは9棟と3武道場になります。

二つ目の今後の計画について申し上げます。

屋内運動場の非構造部材の耐震化工事につきましては、子どもたちの安全・安心な教育環

境を確保することはもちろん、災害時には地域住民の避難所にもなることから、平成31年度までの完了を目指して、今後も国の補助を活用しながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平野忠作） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私のほうからは2項目めの環境衛生について、（1）番、市営墓地について2点のご質問がありました。それと（2）番、墓地、埋葬等に関する法律についてお答え申し上げます。

それでは、（1）の1点目ですけれども、旭市の市営墓地の状況についてお答えいたします。

平成24年度までは海上地域清滝区の如来堂墓地を市営墓地として管理しておりましたが、この墓地は平成25年4月1日をもって清滝区に経営を委譲しており、現在旭市には市営墓地はございません。

（1）の2点目でございます。

市内の墓地数ということでございます。これらの数は、旭市の墓地台帳に基づいた数字ということでご回答いたします。

一つ目の宗教法人ですけれども、宗教法人の寺院墓地の数ですが、これについては46か所、二つ目の共同墓地につきましては130か所、最後、個人墓地、これについては122か所、合計で298か所となっております。

続きまして、（2）墓地、埋葬等に関する法律についてということで、この法律について概要ということでお答え申し上げます。

この法律は、その第1条にありますように墓地、納骨堂または火葬場の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共福祉の見地から支障なく行われることを目的とし、昭和23年5月に制定された法律として、埋葬、火葬等を行うための規定や墓地等の施設の管理者が行う事務に関することが定められております。なお、この法律に基づいて市が行っている事務といたしましては、第5条及び第8条に規定する埋火葬の許可に関すること、第9条の埋火葬を行う者がいない時または判明しない時は、これは市長が葬祭を行うということ、そして第10条の墓地、納骨堂または火葬場の経営の許可等に関することがございます。

以上でございます。



○議長（平野忠作） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、市民生活課から2項目めの環境衛生について、  
（3）火葬・埋葬許可についてご質問にお答えします。

市民生活課において死亡届を受け付け、併せて埋火葬の許可及び火葬場の使用許可を行っています。埋火葬の許可の時に墓地の相談はあるかとのことですが、埋火葬許可を行う場合、火葬の場所は必要でありますけれども、埋葬する墓地については必要事項ではないため、市民生活課の窓口での墓地についての相談については、特に把握しているものはございません。  
以上です。

○議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは3番目の震災時の業務継続計画につきましてお答え申し上げます。

まず1点目ですけれども、内容と旭市の現状でございます。

この業務継続契約、これは大規模地震災害が発生した場合にはライフラインや交通機関が停止し、市庁舎や職員も被災します。このため、平常時の職員数や執務環境を前提として業務を行うことが困難になります。市民の生命、生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすこととなります。業務継続契約なんですけれども、これはビジネス・コンティニューイティイー・プラン……

（発言する人あり）

○総務課長（加瀬正彦） あっ、業務継続計画、すみません、ビジネス・コンティニューイティイー・プランですかね、これは人、施設、機材、情報、ライフライン等利用できる資源が制約を受ける状況の中で、災害時における応急対策業務に加え、通常業務のうち中断ができない、または中断しても早期再開を必要とする業務を非常時優先業務ということで事前に特定しておいて、いざ災害が発生した時には限られた人材、それから資機材等の資源を効率的に投入して災害応急対策業務、優先度の高い通常業務を発生直後から適切に実施するための計画となります。

市では、地域防災計画の中で必要とされる項目について、一部策定済みでございます。この場合、独立した計画でなくても策定ありとなっております。ただ、業務継続計画の策定に当たって、必ず定めるべき重要な要素というのが六つあります。一つ目が首長不在の時は明確な代位順位及び職員の参集体制、2点目が本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、3点目が電気、水、食料等の確保、これは職員が業務を続けるための、職員のための

食料の確保ということになります。災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保が4点目、5点目として重要な行政データのバックアップ、6点目として非常時優先業務の整理ということになります。その中で、行政サービスを維持するための職員のための水・食料等の必要な備蓄量、それから重要な行政データの特定及び優先業務の整理、これにつきましては具体的に定めておりませんので、ここの部分をどのような形で定めていくか、これは今後検討することになります。独立した計画とするのか等を含めて、早急に検討していく必要があると思います。

続きまして、2点目になります。

緊急支援物資の関係です。緊急支援物資の仕分け等を行う場所になります。国や県からの救援物資の受け入れにつきましては、物資集積の拠点、これを開設することとしております。開設の施設としては、耐震や防災機能を重視いたしまして旭市スポーツの森公園の総合体育館、それから旭文化の杜公園、それから道の駅季楽里あさひ、これが候補になっています。集積された物資は、ボランティア等の協力を得て仕分け作業を行いまして、輸送業者により避難所に供給します。当然職員が配置する場合もあるということになります。

それと3点目、今後の課題ということなんですけれども、今後例えば新庁舎の建設も勘案いたしまして、業務継続の具体的な詳細検討を行いながら、それに伴う職員の配備体制及び応援体制の強化について定めまして完全な計画にしていきたいと、そのように考えております。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、順次一般質問をさせていただきます。

まず、（1）の再質問ですけれども、先ほど平成31年完了ということで24か所の施設が、これは緊急避難所で全て該当しているわけでございますけれども、この工事の遅れについて理由は何かあるのでしょうか。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 工事が遅れている理由ということでございますけれども、市内の小・中学校の体育館の多くが、天井板が初めから施されております。そのための改修対象も多くなっております。そして、非構造部材の耐震化については多額の経費がかかります。現在、危険度が高いものから改修を進めております。危険度が高いものほど改修経費もかかる傾向があります。そういうこともありまして、予算的にもできることが限られまして、また

棟数がなかなか進まないというような状況であります。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、だいたい分かりました。

それで（2）の再質問ですけれども、万が一この緊急時に避難所として使用できなくなる可能性があります。ふだんは屋内運動場として使われておりますけれども、現在点検などは行っているのかどうか、また耐震工事が完了するまでの期間、安全点検など検査などは行っていくのか質問をいたします。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（平野忠作） 再質問。すみません、2項目めです。再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 体育館などの点検はどうなっているかということでございますけれども、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」というものが文部科学省から作られております。そのガイドブックの中で、点検チェックリスト及び解説が出ております。これに基づいて各学校で点検を行ってらっております。月1回の安全点検を行うほか、年1回点検チェックリストに沿って安全確認を行っております。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） だいたい分かりました。

この緊急時に避難所として使えるように守っていただきたいなと思います。

それでは、2項目めに入ります。

この公衆衛生のほうですけれども、墓地として、これ共同墓地と言われましたけれども、部落型共同墓地の管理者というのは掌握しておりますでしょうか。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 共同墓地、部落型共同墓地の管理者の掌握ということでございます。

先ほども申し上げましたが、旭市の墓地台帳によりまして墓地名、所在地、管理者、経営者、また管理者の住所、また墓地の面積、そういったものの管理は行っております。これが掌握ということになるかどうかはちょっと微妙なことだと思いますが、私どものほうではそ

ういったもので墓地台帳により管理をしておるところでございます。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） そうすると、相談などによっては、どここの地域に住んでいるよと  
言えばそこを、いわゆるその管理者の住所とか名前とかというのは聞けるという考えでよ  
ろしいでしょうか。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） おっしゃるとおり、そのような相談があった場合には、地域ごとの  
台帳区分がございますので、墓地の所在や管理者のことについてはお教えすることができる  
と思います。

以上です。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 今環境課長が答弁しておりますけれども、このことは市民課のほうで  
も、やはりその台帳を置いておいてもらえれば助かると思うんですけれども、いざ聞かれた  
場合に答えようがないので、環境課へ行ってくださいというのもちょっとワンストップがで  
きないことですので、ぜひその辺のところは共同で持っていたきたいなど、こういうふう  
に思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 現在、確かに市民生活課ではそうした墓地台帳的なものは持つ  
ていませんし、特にご相談とかも受けていませんが、質問の趣旨もよく分かりますので、ま  
た環境課等と調整しながら、今後について考えていきたいと思えます。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、（2）番目のことですが、身元不明、行旅死亡人というのは、これは何体ぐ  
らいあるのか伺いたいですけれども。そしてまた納骨堂のスペースはあるのかどうかお聞  
きします。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（岩井正和） ただいま身元不明の関係のご質問でございますので、社会福祉課のほうからお答えいたします。

身元不明で引き取り者のない場合につきましては、法律で市町村が葬祭を行うということになっております。現在、旭市においては海上の清滝でございます旧如来堂市営墓地の中に、市が1区画墓石を設置しておりまして、そこに埋葬している状況でございます。現在5体が埋葬されております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 次に、この法律の中に第13条、墓埋法の法律の中に第13条というのがあります。墓地、納骨堂、または火葬の経営者は埋葬、埋蔵、収蔵または火葬の求めを受けた時には、正当の理由がなければこれを拒んではならないとあります。この正当な理由について、市の認識を伺います。また、正当な理由として判例が出ておりますけれども、寺院墓地ではもともとその寺院に墓があつたが、後で改宗した場合に公衆衛生に比重が置かれているため埋葬の拒否はできませんが、埋葬の際に行う典礼に関しては寺院の宗教の自由を優先させるため、墓地使用者が他宗派による典礼、いわゆる葬儀、典礼を望んだ場合、拒否できることとなっていますと。そうした場合に、自分の入っている宗教またその寺院の宗教と2回葬儀を行わなくてはならなくなる場合があるわけですね。また、新しくこの墓地使用权を得ようとするには、求めようとする寺への改宗が必要となるということが今現在は多くなってきております。それでは信教の自由を阻害しかねません。頼みの綱というのは近所にある部落型共同墓地ですが、その集落で昔から使用しておりますので、転入者の使用というのは非常に難しいことがあるわけです。また、市内でも他地域の方には使用权が認められないのが実情なんですね。埋火葬許可を発行している市としてのこの二つの、一つには正当な理由、また埋火葬を発行している市としてのこの今の見解を伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは最初のほうの法13条の関係です。

法13条に規定されている墓地、火葬場等の管理者が埋葬等の求めに対して拒むことができる正当の理由ということでございます。市の見解ということでもないんですけども、正当の理由に当たるものとしまして、例えば墓地等に新たに埋葬する余地がない場合等が考えられると思います。そのほかとしまして、埋葬を求めている者が墓地の正常な管理に何らかの

明らかに支障を及ぼす恐れがある、そういった場合はこれに該当すると判断しております。そのほかにつきましては、個別事案ごとに社会通念によって判断されるものと考えております。

続きまして2点目ですけれども、法にありますとおり、墓地経営者は使用規則などを定めてそれを管理する権限がございます。議員のおっしゃるとおり、寺院墓地においては宗教的な違いや、また部落型共同墓地でもその地域外の者の使用等について、この規則等によって定めている墓地もあろうかと思ひまして、確かに難しい場合があると思ひます。しかしながら、近年、近ごろは共同墓地でありましても地域外の方の使用などを認めている墓地もあると聞いております。市といたしましてはそれらの情報を収集しまして、必要とする方に相談に応じまして市民の要望に応える必要があると認識しております。

以上でございます。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 最近、先ほど市民課の課長が話されていましたが、だいたい市役所に相談しないで葬儀社に相談したり、遺骨を自宅に安置したままいる方もおりますし、押し入れなどに置いてあるケースもあるんですね。今まで何件か私のところにも相談がありましたけれども、最近も相談がありました。そのたびに旭市外の民間の墓地を教えたりしておりましたけれども、高齢になると市内にあったほうが良いと言われる方もおります。総合計画の中に「ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり」を基本目標にしているならば、都市計画の見直しがやはり総合計画の中で行われているわけですけれども、こういう都市計画の見直しが行われることになった今、市営の公園墓地も検討することを要望するものでありますが、市長の見解を伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 人の生死、尊厳にかかわる問題でありまして、大事なことではないかなと思ひますし、新しいまちづくりの中でいろいろ検討を進めていきたいと、そのように思ひますのでよろしくお願ひします。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ前向きな検討をしていただいて、ここに安心して定住ができるようにしていただきたいなど、このように思ひます。

3項目めの再質問に移ります。

海上支所への移動、これは体だけの移動なのか、機材などを運ぶためのマニフェストなど、これは作成できているのか伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 旭市地域防災計画では、市の本庁舎が損壊し使用不能な場合は、海上支所へ災害対策本部を設置します。これについては、職員等海上支所へ参集することになっております。ただ、最重要となる電算データにつきましては、海上支所に本体がございますので、それは何事もなければそのまま使用できるだろうと。業務継続に必要な機材全てについて具体的に定めておりませんので、今後運ぶものが必要なものがあればそういったものをどのようにして運ぶのか、マニュアルなどの作成について検討したいと思います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ検証していただきたいなど、このように思います。

この本庁舎ですけれども、熊本地震で使用できなくなった5市町の庁舎と同時期に建設されております。耐震性が疑われていますが、耐震診断の結果はどのようにになっているのか伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 本庁舎の耐震の状況ということでございます。

国が定めている建物の基準数値、これはI s値が0.6以上、特に官庁施設等重要なもの、これについてはその1.5倍ということで0.9以上が望ましいということになります。これが法的な目標値となります。

本庁舎の耐震なんですが、平成17年の耐震診断の結果がございまして。南北方向の揺れに対しての数値は目標値をクリアしているんですけども、東西方向の揺れに対する目標値は下回っています。特に数値が下回っているのは2階中央の吹き抜け部分、これがI s値0.26、また屋上にある塔屋部分が0.23ということで、国の基準からするとI s値0.3未満は倒壊する危険性が高い建物ということになります。このことから耐震性はもちろんのこと、本庁舎の老朽化、さらに狭隘化、さらに分散化等ありますので、市民サービスの向上とともに防災機能の強化を図るために新庁舎の建設を進めるということで、今計画を立てて進めているところでございます。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 耐震がないという判断でよろしいのかなというふうに思うんですけれども、多分この間の大震災の時には震度5弱でしたか、恐らくこれ震度5強か震度6弱で倒壊の恐れがあるというふうに考えます。

熊本地震では、益城町、宇土市、八代市、人吉市、大津町の5市町の役所と役場が損壊して使用不能になりました。そのうち4か所は耐震工事を未実施で、担当者は九州で大地震は想定しておらず、財源も問題だったと語っていたそうです。築51年の5階建て庁舎の4階部分が押しつぶされた宇土市では、バックアップ拠点も用意しておらず、行き先も余震で次々に使えなくなり、混乱したそうです。2003年に危険性を指摘されていましたが、構造が複雑で補強すればスペースが不足するため、手つかずだったということでございます。八代市と人吉市はいずれも築50年前後で、補強工事はしていなかったようです。財源不足が一因だと聞いております。

総務省は、防災拠点となる庁舎の耐震化工事には財源の7割を支援しておりますけれども、新築する場合には対象外となります。総務省の消防庁の調査でも、2014年の庁舎の耐震化率は約75%と、学校の約95%と比べて低いようです。一方で、益城町は東日本大震災の後、震度6強に耐える新耐震基準に沿った補強工事を行っていましたが、2度の震度7の地震で退去を余儀なくされました。安全性が確認された範囲で利用を再開しましたが、一般市民の立ち入りは規制されており、全面復旧の見通しは立っておりません。益城町の町長は、災害機能のあるところに庁舎を造るべきだとテレビで語っていたと伺いました。市としてはどう考えているのか、見解を伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 熊本地震、確かに連続して強い地震が発生いたしまして、耐震のなかった庁舎等が使えなくなったということは全国ニュースにもなりました。議員がおっしゃるとおり、庁舎の建て替え、耐震化が進んでいないという事情があったと思います。

本市におきましては、昭和39年の建設でありますこの庁舎が50年を経過しまして、耐震性の問題はもちろんのこと庁舎の老朽化、狭隘化、さらに分散化、そういったものもあります。市民サービスの向上とともに防災機能の強化を図るというのは、急務であろうかと思えます。

本庁舎は、大きな災害が起きた時に救護活動や復旧、それから復興活動のための大きな役割、本所となるものでございます。今、旭文化の杜公園も災害時には広域の避難場所、物資の集積拠点などの役割を担っているところでありますので、その本庁舎と今現在候補地とな



っている旭文化の杜公園が隣接するということがあれば、それは災害に備える機能が強化できるのかなど、市民を守るとりでとして使えるのかなど、そのように考えているところでございます。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、（2）の再質問に移ります。

災害物資は当然ですけれども、先ほどスポーツの森体育館ですか、そこに置くというふう  
に言われておりましたけれども、この建物の耐震補強は終わっているのかどうか伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） スポーツの森の総合体育館、これは築年数が平成9年ということでありますので、新耐震基準による建物ということで耐震基準は満たしているものと考えております。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） じゃ、次の質問に移ります。

先日のテレビで、皆さんももうご承知と思いますけれども、千葉市が今後30年で震度6弱の地震に見舞われる確率は85%というショッキングなニュースが流れておりましたけれども、2009年のデータでも同じようなことが載っていました。この沿岸地域でも、千葉市と同じく震度6弱の揺れが来るとされております。また、この真下では1989年にマグニチュード6、2000年にマグニチュード5.1、いずれもこれは飯岡海岸の真下なんですね。それで、2005年にも旭市の秋田沖でもマグニチュード6.1の地震がありました。これらの地震はいずれも海溝型で震源が60キロと深かったため、震度4になっております。また、秋田沖は震度5の強い揺れが1回だけでおさまったものです。ですので、今のままこの庁舎で業務を行った時に、震度5強以上の揺れが来た場合に、職員をはじめ市民の命に危険が及ぶことはこれは明らかでありますので、早期の新庁舎の建設を行うよう要望するわけでございますが、この前向きな答弁を伺います。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 先般、県が地震被害想定ということで出した新聞、確かにこれは千葉県が一番高い率で今後近い将来に大きな地震が来るだろうということでありました。特に千葉市が想定地域ということで出されたものであったんですけれども、特に沿岸の埋立地の

ところでは強い揺れになるということでもございました。当然、旭市もそういったプレートの上にあるということも想定しながら、さらに強い地震に対してどうしていくのかということであれば、現在防災機能を持つ公園の一角に新庁舎を、建設候補地として手続きを進めているところでもありますので、その辺できるだけ早く建設できるように市民、それから議会のご理解を得ながら、耐震性の問題を含めて早期に進めていきたいなど、そのように考えているところでもあります。関係業務、早急に調整できればと思っております。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この千葉市が震度6弱ですか、の地震に襲われるということでもございます。カテゴリーⅡに同じ千葉市と、それからこの周辺は同じカテゴリーⅡというこの部分に入っているんですね。そうすると、今後30年間の間に震度6弱の地震が来ると予想されるわけですので、どうか業務、計画、継続計画とともに新庁舎も早く建て直すということをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（平野忠作） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

以上で本日本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

---

○議長（平野忠作） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は23日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時59分